

『えひめ夢提案制度』 夢提案様式

提案主体名	新居浜市 経済部運輸観光課	提案主体分類コード	a 市区町村単独
提案の公開の可否	公開	※「非公開部分有り」の場合は、下記に理由を具体的に記入。	
要望事項(事項名)	特定希少野生動植物の捕獲等に関する規制緩和	制度の所管・関係省庁	
根拠法令等	愛媛県野生動植物の多様性の保全に関する条例 第12条、第13条	プロジェクト名	『高山植物・山野草の聖地』別子山プロジェクト
提案分野	6. 観光分野		
求める措置の具体的内容	<p>別子山地区及びそれを取り巻く赤石山系には多くの山野草や希少な高山植物が自生し、四季折々の草花を楽しむことができる。しかし、自生している場所が広範囲に散在しているため、一度に多くの種類の草花を鑑賞することは困難な状態である。そこで、別子山地区およびその周辺に自生する山野草を特定の場所に集約し、一度に多種多様な草花を鑑賞することを可能とするため、愛媛県野生動植物の多様性の保全に関する条例第12条、第13条で規定する希少植物の捕獲に関する規制を緩和してほしい。</p>		
具体的事業の実施内容・提案理由	<p><プロジェクトの概要> 別子山地区及びそれを取り巻く赤石山系に自生する希少な高山植物や山野草を地域資源として活用し、別子山地区を『高山植物・山野草の聖地』として観光振興を推進することにより、交流人口の拡大を図る。</p> <p><プロジェクト実現に関わる規制等> 愛媛県野生動植物の多様性の保全に関する条例 第12条: 特定希少野生動植物の生きている個体は、捕獲、採取、殺傷又は損傷をしてはならない。 第13条: 学術研究又は繁殖の目的その他規則で定める目的で特定希少野生動植物の生きている個体の捕獲等しようとする者は、知事の許可を受けなければならない。</p> <p><プロジェクトの実施内容> ・「森林公園ゆらぎの森」には、約2,000mの遊歩道が整備されており、赤石山系を遠望しながらクマガイソウ、カタクリ、キレンゲショウマなど、多種多様な山野草の植生を鑑賞することができるが、さらに周辺地域の山野草を集約することにより、藤、紫陽花等を含め、山野草の一大鑑賞拠点として再構築する。 ・現在、活用を検討している旧別子観光センター跡地についても山野草を集約し、新たな鑑賞スポットとする。また、別子銅山の産業遺産である筏津抗を活用した公園や、オートキャンプ場等の観光施設を整備し、交流人口の拡大を図るとともに、新たな雇用の創出と地域産業の活性化を図ることにより、域外からの新たな人材流入を促進する。</p>		
提案が実現した場合に、補助制度「新ふるさとづくり総合支援事業」を活用して実施したい事業の概要(※該当がある場合のみ記載)			
最終回答	<p>【愛媛県野生動植物の多様性の保全に関する条例】</p> <p>希少な野生植物については、現在の状態をもたらした圧迫要因を除去又は軽減し、取り巻く環境を保全することが重要で、その希少な植物のうち特に保護を図る必要のあるものについて、本県では、「愛媛県野生動植物の多様性の保全に関する条例」第9条に基づき、特定希少野生動植物に指定し、捕獲等の規制により保護することとしています。その種の選定にあたっては、同条例第8条により定めている「野生動植物の多様性の保全を図るための基本方針」に基づいており、人為的な影響により存続に支障が生じていると判断される種がベースとなっています。</p> <p>個々の野生動植物は、単独で生存するのではなく、その種が存在している地域をとりまく環境や生態系の中で深くかかわり合い、つながり合って生息・生育できていることから、自生地以外に移植することは、人工的に繁殖させることであり、生息域外保全をせざるを得ない場合を除いて、種の保存、生育環境の保全の観点から適切ではなく、また、山野草は栽培種に比べ栽培技術も確立されておらず、生育の継続が確実視されない中で、繰り返しの採取も否定できないことから、御要望の規制緩和には対応できません。</p> <p>なお、野生動植物の多様性が保たれた豊かな自然環境を保全し、現在及び将来の県民がその恵沢を享受できるよう普及啓発することは大切ですので、代替案として、別子から赤石山系の特色ある自然環境・植物のPRと『聖地』保全活動への参加や、山野草等の恩恵を学ぶ体験も含めたエコツアーなど、特定希少種が自生しているという地域の特色を活かした交流人口拡大策を提案します。啓発活動を進めるうえで不明な点がある場合は、自然保護課までご相談ください。</p>		

【愛媛県文化財保護条例】

赤石山系にはたくさんの高山植物が自生しており、本県を代表する高山植物地帯として学術上貴重であることから、昭和32年に、赤石山系のうち現在の新居浜市から四国中央市の一部に範囲を定めて、愛媛県文化財保護条例(以下「条例」という。)に基づき、県指定天然記念物『赤石山の高山植物』に指定し、その保護を図っております。

県指定天然記念物に関しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとする者は、条例第42条の規定に基づき、県教育委員会の許可を受けなければなりません。

御提案のあった高山植物の採取(移植)は、同条の「現状を変更し、保存に影響を及ぼす行為」にあたり許可を要しますが、赤石山系において、通常より低い標高で高山植物が分布しているのは、特殊な地理的要因等によるものとされ、その保存のためには、自生地での保護が必須であることから、あえて指定範囲内において学術上貴重な天然記念物を採取(移植)する必要性を認めることはできないので、県教育委員会としては、規制を緩和して許可することはできません。

なお、天然記念物の指定範囲外での御提案の行為は、条例による規制は及びませんが、他の関係法令による規制等にも十分留意してください。

対応区分

A-5(対応不可)